

環境保全のための措置の実施状況

対象項目 [大気汚染、騒音・振動、土壤汚染]

調査した事項（環境保全のための措置の実施状況）

1. 調査地域

調査地域は、工事の施行により環境に影響が及ぶと考えられる計画地内及び計画地周辺とした。

2. 調査手法

(1) 調査時点

令和元年度の工事の施行中に実施した。

(2) 調査地点

対象項目のうち、大気汚染、騒音・振動は、計画地内及び計画地周辺、土壤汚染は、計画地内とした。

(3) 調査方法

環境保全のための措置の実施状況について、現地確認及び建設作業日報等の関連資料の整理により行った。

3. 調査結果

(1) 実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表4-1、表4-2、表4-3に示すとおりである。

なお、大気汚染、騒音・振動、土壤汚染に関する苦情はなかった。

表 4-1 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染）

| 評価書における内容 | 実施状況 |
|--|--|
| 建設機械については、「排気ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月、建設大臣官房技術審議官通達)に基づいて指定された排気ガス対策型建設機械を使用する。 | 建設機械は、排気ガス対策の建設機械を使用した。 |
| 「排気ガス対策型建設機械指定要領」に基づく第2次規制及び「第3次排気ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月、国土交通省大臣官房技術真偽官通達)に基づく第3次規制に対応した建設機械を積極的に導入する。 | 建設機械は、可能な限り第2次及び第3次排気ガス対策型の建設機械を使用した。今後についても、仕様書に記載するなどの対応により、積極的に排気ガス対策型の建設機械の導入に努めるものとする。 |
| 建設機械による負荷率を極力少なくするため、事前に工場作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるとともに、アイドリングストップの徹底などにより、大気質への影響の低減を図る。 | 工事の施行中においては、作業手順及び作業工程等の工事作業計画を毎月のほか適時検討し、建設機械稼働の分散等効率的な稼働に努めた。これと同時に会議や定期巡回により、アイドリングストップの徹底を指導することにより、大気質への影響低減に努めた。 |
| 工事用車両に対して規制速度の遵守を指導し、影響の低減を図る。 | 工事用車両を使用する運転者に対して規制速度遵守に関する教育を実施したほか、工事中に監視・点検を行った結果、規制速度を超過して走行する工事用車両は確認されなかった。 |
| 工事用車両に対して過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。 | 工事用車両を使用する運転者に対して過積載防止に関する教育を実施したほか、工事中にトラックスケール等で積載状況の監視・点検を行ったを行った結果、工事用車両の積載状況は、適切であった。 |